

このプロジェクトは、政府が進める国土強靱化政策に貢献する取り組みを表彰するジャパンレジリエンスアワード2019で、準グランプリを受賞しました。



写真上／「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」第2弾主要メンバー。

左から、木の城たいせつ取締役・前田雅彦氏、木の城たいせつ代表取締役社長・吉村直巳氏、創建代表取締役会長・吉村孝文氏、出雲大社宮司・千家尊祐氏、福島県神社庁長・丹治正博氏、双葉町諏訪神社宮司・木幡輝秋氏。

写真下／倒壊した福島県双葉町の諏訪神社。写真提供・福島県神道青年会

日本の魂を救え！

福島県双葉町の諏訪神社を無償で建築し寄贈する

「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」第2弾始動

神社の継承が風前の灯火となっている、と福島県神社庁長・丹治正博氏は訴えます。今なお大地震、津波、原発事故という未曾有の複合災害に苦しめられている福島県の神社を再建し、地域復興の象徴にしようというプロジェクトが始動しました。地域の人々の心の拠り所であり、「コミュニティの核である神社を救うことは日本の魂を救うこと。すなわち、日本を救っていくことでもあるのです。」

昨年、災害等で倒壊した神社を毎年一社寄贈していく「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」をスタートさせた創建グループ。子会社には、世界で唯一、宮大工の技を再現できる工場を持つ伝説の住宅会社・木の城たいせつがあります。

このプロジェクトの実行委員長であり、株式会社創建代表取締役会長・吉村孝文氏が寄贈する神社の選定等を相談しているのは出雲大社・千家尊祐宮司です。

「今までは人の住む家を作っていたのですが、神様の住む家を造らせていただくという、非常にありがたい事業に巡り合うことができました、そのおかげでいろいろな不思議なご縁をいただいております。出雲大社の千家宮司にご相談させていただきましたながら、毎年一社、神社の寄贈ができれば非常にありがたいことですし、今後ずっと継続していきたいと思っております」と吉村氏。

昨年はプロジェクトの第1弾として、熊本地震で倒壊した熊本白山姫神社を無償で再建しました。第2弾となるのが、福島県双葉町の諏訪神社の再建・復興です。



昨年の熊本白山姫神社の竣工式に参列された出雲大社宮司・千家尊祐氏（前列左から4人目）、創建代表取締役会長・吉村孝文氏（前列左から2人目）。



「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」第1弾として、熊本地震で倒壊した熊本白山姫神社が再建されました。



木の城たいせつ代表取締役社長・吉村直巳氏。

平成23（2011）年の東日本大震災で甚大な被害を負った双葉町の諏訪神社。震災前は地域住民の拠り所として親しまれていましたが、被災から8年が経過しても再建が実現できない状況にありました。

「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」はたんに神社の建築物を再建するだけではない、と木の城たいせつ代表取締役社長・吉村直巳氏は訴えます。「このプロジェクトは、神社を支える地域住民の方々の心の再建、震災によって途絶えてしまったお祭り等の生活基盤の再建、それらをベースとする地域コミュニティの再建にも繋がると考えています。今回は諏訪神社の再建と共に、地域のお祭りの復活等、ソフトの部分についても支援していきたいと思っております。そして、また、木の城たいせつの方々の社寺仏閣の伝統工法の技術を全国の方々に知っていただき、災害大国につばんに、災害に強く、耐久性の高い、この工法を伝えることにより、社会貢献していきたいと考えております」

プロジェクトの第2弾が、どのような経緯で福島県双葉町の諏訪神社に決まったのか、そして、その深い意義を福島県神社庁長・丹治正博氏の言葉からご紹介いたします。

神社を継承していくために

丹治正博（福島県神社庁長）

神社の継承が風前の灯火となつていきます

福島県には神社が3035社あり、全国でも非常に神社数の多い県の一つです。

東日本大震災の被災三県の中でも、福島県は大地震と津波に加え、原発事故と風評被害、まさに未曾有の複合災害にみまわれました。震災から8年以上が経過した今でも、県の総面積の7パーセントが避難区域に指定され、4万人以上の県民が県の内外で不自由な避難生活を余儀なくされています。

そして、人口減少の問題は深刻で、大震災直前の平成23年の3月1日時点での県の人口は202万人、今年2月1日時点では185万人と、実に16万7千人以上も減少しており、今なおこの減少は止まりません。

福島県の面積は北海道、岩手県に次いで全国3位の広さであり、1万3780平方キロメートル。このうち、原子力災害によって避難区域に指定された面積は、平成30年の時点で県全体の約7パーセント、964平方キロメートルで、東京都の約半分に相当します。

この避難区域の中に神社が240社ほど取り残



福島県神社庁長・丹治正博氏。

もう一つの理由は、国と福島県が整備する国営の追悼祈念施設「福島県復興祈念公園」を見下ろす高台に鎮座していることです。この二点が福島県の神社復興の象徴的な存在になる、ということとを推薦させていただいたのです。

先進的な復興事例

福島県神社庁が今取り組んでいる「合祭殿」についても、少し触れさせていただきたいと思えます。

帰還困難区域に鎮座する44社、これに加え津波で全壊、もしくは流出した神社も相当数に上っています。いずれも地域住民が帰還できないことから再建も進んでおらず、お祭りもできないという状況にあり、存続さえ危ぶまれているのです。そこで、取り残された神社の御分霊をまとめてお祀りをする「合祭殿」を建設、国営の「福島県復興

されました。大震災直後の8月、福島県神社庁は特別な許可をいただいて、この240社ほどの神社すべての御分霊をお取りしました。

そもそも神社というものは、その土地をお守りいただくご存在ですので、住民が帰還できる時点で土地をお守りいただかなければなりません。ですから、神社から御神体を救出し持ち出すというわけにはいきませんでした。しかし、万が一、永久に人が立ち入れないという場合も想定して、御分霊をお取りしたわけです。

やがて除染が進み、避難区域が徐々に解除されてきました。しかし、帰還困難区域に指定された大熊町、双葉町には今なお44社の神社が取り残されています。また、大津波で全壊、もしくは流出した神社、約30社の再建のメドもまったく立っていないというのが現状です。

神社は地域の人々の心の拠り所であり、コミュニティの核としての役割を果たしてきましたが、その神社の継承が風前の灯火となっているのです。

神社復興の象徴的な存在に

そのような状況下で、出雲大社・千家尊祐宮司様を通じて、株式会社創建様による被災神社再建についての打診をいただき、福島県神社庁では双葉町の諏訪神社をご推薦申し上げました。その理由は二つあります。

諏訪神社は、まさに津波の襲来から被災者たちの命を守った、かけがえのない神社だからです。大震災発生時、近隣地域の住民約50人が子供たちを抱え、神社への石段を駆け上りました。そして壊れた社殿の残骸を燃やした焚き火で暖をとって励まし合い、救出のヘリコプターを待ったのです。

祈念公園」と連携をさせようというのが福島県神社庁の構想です。

「福島県復興祈念公園」の基本計画の中に、ふるさとと人々を結ぶ場、民俗芸能等の伝統行事継承の場とする、という二つの機能が盛り込まれました。公園の中には「お祭り広場（仮称）」の建設も予定されています。

「合祭殿」に氏子の人々が集い、神事やお祭りを執り行う。「お祭り広場（仮称）」は子供達による神楽、流鏝馬、山車の引き回し、子供相撲等の稽古や発表の場にする。そして、神事と伝統行事を連携させよう。現在、そのような計画を福島県神社庁は持っているのです。

公営施設の中で神事を執り行うことは今の憲法上、政教分離の原則があるためにできませんので、あくまで公園に隣接した場所、もしくは公園用地と区分けされた場所に建てた「合祭殿」で神事を執り行い、復興祈念公園の中で伝統行事を守っていくということを考えています。そして、この復興事例を、これから全国各地で予想される自然災害により被災し、復興を目指す神社の先進的な復興事例にしたいのです。

この契機を作ってくれたのが、今回の「災害被災神社再建・地域復興プロジェクト」の、諏訪神社の再建・奉納という大英断であったと思えます。

大きな自然災害の直後は、どうしても神社の再建は二の次、三の次で、人々の生活の復旧がまず第一になります。しかし、気がついてみたら神社が無くなっていて、という事態にならないよう、今まさに我々がしっかりしなければならぬのです。皆様方にもご理解と、ご支援をお願いいたします。